

## 最低賃金法

[施行 2019. 1. 1]

[法律第 15666 号、2018. 6. 12、一部改正]

雇用労働部（勤労改善政策課）044-202-7535

HP－法令 34

### 第 1 章 総則（改正 2008. 3. 21）

（目的）

第 1 条 この法律は、勤労者に対し賃金の最低水準を保障して勤労者の生活安定及び労働力の質的向上を図ることにより、国民経済の健全な発展に尽くすことを目的とする。

[条文改正 2008. 3. 21]

（定義）

第 2 条 この法律において「勤労者」、「使用者」及び「賃金」とは、「勤労基準法」第 2 条による勤労者、使用者及び賃金をいう。

[条文改正 2008. 3. 21]

（適用範囲）

#### 第 3 条

（1）この法律は、勤労者を使用するすべての事業又は事業場（以下「事業」という。）に適用する。ただし、同居する親族のみを使用する事業及び家事使用人には適用しない。

（2）この法律は、「船員法」の適用を受ける船員及び船員を使用する船舶の所有者には適用しない。

[条文改正 2008. 3. 21]

### 第 2 章 最低賃金（改正 2008. 3. 21）

（最低賃金の決定基準及び区分）

#### 第 4 条

（1）最低賃金は、勤労者の生計費、類似勤労者の賃金、労働生産性及び所得分配率等を考慮して定める。この場合、事業の種類別に区分して定めることができる。

（2）前項による事業の種類別の区分は、第 12 条による最低賃金委員会の審議を経て雇用労働部長官が決める。

（改正 2010. 6. 4）

[条文改正 2008. 3. 21]

## (最低賃金額)

## 第5条

- (1) 最低賃金額（最低賃金として定めた金額をいう。以下同じ。）は、時間・日・週又は月を単位として定める。この場合において、日・週又は月を単位として最低賃金額を定めるときは、時間給としても表示しなければならない。
- (2) 1年以上の期間を定めて勤労契約を締結して修習中である勤労者であって修習を始めた日から3カ月以内である者については、大統領令で定めるところにより、前項による最低賃金額と異なる金額の最低賃金額を定めることができる。ただし、単純労務業務であって雇用労働部長官が定めて告示した職種に従事する勤労者は除く。 (改正 2017. 9. 19)
- (3) 賃金が通常的に請負制又はその他のこれと類似した形態で定められている場合であって第1項により最低賃金額を定めることが適当でない認められるときは、大統領令で定めるところにより、最低賃金額を別に定めることができる。

[条文改正 2008. 3. 21]

## (最低賃金の適用のための賃金の換算)

- 第5条の2 最低賃金の適用対象となる勤労者の賃金を定める単位期間が前条第1項による最低賃金の単位期間と異なる場合において、当該勤労者の賃金を最低賃金の単位期間に合わせて換算する方法は、大統領令で定める。

[条文改正 2008. 3. 21]

## (最低賃金の効力)

## 第6条

- (1) 使用者は、最低賃金の適用を受ける勤労者に、最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。
- (2) 使用者は、この法律による最低賃金を理由として、従前の賃金水準を低くしてはならない。
- (3) 最低賃金の適用を受ける勤労者及び使用者の間の勤労契約のうち最低賃金額に達することができない金額を賃金として定めた部分は無効とし、この場合は、無効になった部分は、この法律で定めた最低賃金額と同じ額の賃金を支給することとしたものとみなす。
- (4) 第1項及び前項による賃金には、毎月1回以上定期的に支給する賃金を算入する。ただし、次の各号いずれか一つに該当する賃金は、算入しない。 (改正 2018. 6. 12)
  1. 「勤労基準法」第2条第1項第8号による所定勤労時間（以下「所定勤労時間」という。）又は所定の勤労日について支給する賃金以外の賃金であって、雇用労働部長官が定めるもの
  2. 賞与金、その他のこれに準ずるものとして雇用労働部令で定める賃金の月支給額のうち、当該年度の時間給最低賃金額を基準として算定された月換算額の100分の25に相当する部分

3. 食費、宿泊費、交通費等勤労者の生活補助又は福利厚生のための性質の賃金であって、次の各モクのいずれか一つに該当すること

カ. 通貨以外で支給する賃金

ナ. 通貨で支給する賃金の月支給額のうち当該年度の時間給最低賃金額を基準として算定された月換算額の100分の7に相当する部分

(5) 前項にかかわらず、「旅客自動車運輸事業法」第3条及び同法施行令第3条第2号ダ〔のモク〕による一般タクシー運送事業において運転業務に従事する勤労者の最低賃金に算入される賃金の範囲は、生産高による賃金を除いた大統領令で定める賃金とする。

(6) 第1項及び第3項は、次の各号のいずれか一つに該当する理由により勤労しない時間又は仕事に対して使用者が賃金を支払うことを強制するものではない。

1. 勤労者が自らの事情で所定勤労時間又は所定の勤労日に勤労をしない場合

2. 使用者が正当な理由により勤労者に所定勤労時間又は所定の勤労日に勤労をさせない場合

(7) 請負により事業を行う場合において、請負人〔発注者〕が責任を負わなければならない理由により、受注者が勤労者に最低賃金額に達しない賃金を支払った場合には、請負人は、当該受注者と連帯して責任を負う。

(8) 前項により請負人が責任を負わなければならない理由の範囲は、次の各号のとおりとする。

1. 請負人が、請負契約締結時において、人件費単価を最低賃金額に達しない金額に定める行為

2. 請負人が、請負契約期間中において、人件費単価を最低賃金額に達しない金額に引き下げた行為

(9) 2次以上の請負により事業を行う場合において、第7項の「受注者」は「下請受注者」とみなし、第7項及び前項の「請負人」は「直上受注者（下手に直接外注した受注者）」とみなす。

[条文改正 2008. 3. 21]

(最低賃金算入のための就業規則変更手続きの特例)

第6条の2 使用者が、前条第4項により算入される賃金に含まれるようにするために、1ヵ月を超える周期で支給する賃金について、総額を変えることなく、毎月支給するものに就業規則を変更しようとする場合は、「勤労基準法」第94条第1項にかかわらず、当該事業又は事業場に勤労者の過半数で組織された労働組合がある場合にはその労働組合、勤労者の過半数で組織された労働組合がない場合には勤労者の過半数の意見を、聴かななければならない。

[本条新設 2018. 6. 12]

(最低賃金の適用除外)

第7条 次の各号のいずれか一つに該当する者であって使用者が、大統領令で定めるところにより、雇用労働部長官の認可を受けた者については、第6条を適用しない。 (改正 2010. 6. 4)

1. 精神障害又は身体障害により勤労能力が顕著に低い者
2. その他の最低賃金を適用することが適当でないと認められる者

[条文改正 2008. 3. 21]

### 第3章 最低賃金の決定 (改正 2008. 3. 21)

(最低賃金の決定)

#### 第8条

- (1) 雇用労働部長官は、毎年8月5日までに最低賃金を定めなければならない。この場合、雇用労働部長官は、大統領令で定めるところにより、第12条による最低賃金委員会（以下「委員会」という。）に審議を要請し、委員会が審議し、議決した最低賃金案により最低賃金を定めなければならない。 (改正 2010. 6. 4)
- (2) 委員会は、第1項後段により雇用労働部長官から最低賃金に関する審議要請を受けた場合は、これを審議し、最低賃金案を議決して審議要請を受けた日から90日以内に雇用労働部長官に提出しなければならない。 (改正 2010. 6. 4)
- (3) 雇用労働部長官は、前項により委員会が審議して提出した最低賃金案により最低賃金を定めることが困難であると認められるときは、20日以内に、その理由を明らかにして委員会に、10日以上期間を定めて、再審議を要請することができる。 (改正 2010. 6. 4)
- (4) 委員会は、前項により再審の要請を受けたといは、その期間内に再審議し、その結果を雇用労働部長官に提出しなければならない。 (改正 2010. 6. 4)
- (5) 雇用労働部長官は、委員会が前項による再審議において在籍委員の過半数の出席及び出席委員の3分の2以上の賛成によって第2項による当初の最低賃金案を再議決した場合は、それにより最低賃金を決めなければならない。 (改正 2010. 6. 4)

[条文改正 2008. 3. 21]

(最低賃金案に対する異議の提議)

#### 第9条

- (1) 雇用労働部長官は、前条第2項により委員会から最低賃金案の提出があったときは、大統領令で定めるところにより、最低賃金案を告示しなければならない。 (改正 2010. 6. 4)
- (2) 勤労者を代表する者及び使用者を代表する者は、前項により告示された最低賃金案に対して異議があるときは、告示された日から10日以内に、大統領令で定めるところにより、雇用労働部長官に異議を提起することができる。この場合において、勤労者を代表する者及び使用者を代表する者の範囲は、大統領令で定める。 (改正 2010. 6. 4)
- (3) 雇用労働部長官は、前項による異議に理由があると認められるときは、その内容を明らかにして、前条第3項により委員会に最低賃金案の再審議を要請しなければならない。

(改正 2010. 6. 4)

(4) 雇用労働部長官は、前項により再審議を要請した最低賃金案に関して、前条第 4 項により委員会が再審議し、議決した最低賃金案が提出される時までは、最低賃金を定めてはならない。

(改正 2010. 6. 4)

[条文改正 2008. 3. 21]

(最低賃金の告示及び効力発生)

#### 第 10 条

(1) 雇用労働部長官は、最低賃金を定めたときには、直ちにその内容を告示しなければならない。

(改正 2010. 6. 4)

(2) 前項により告示された最低賃金は、次の年度 1 月 1 日から効力が発生する。ただし、雇用労働部長官は、事業の種類別に賃金交渉時期等を考慮して必要であると認められるときは、効力発生の時期を別に定めることができる。

(改正 2010. 6. 4)

[条文改正 2008. 3. 21]

(周知義務)

第 11 条 最低賃金の適用を受ける使用者は、大統領令で定めるところにより、当該最低賃金を、その事業の勤労者が容易に見ることができる場所に掲示し、又はその他の適当な方法により、勤労者に広く知らしめなければならない。

[条文改正 2008. 3. 21]

### 第 4 章 最低賃金委員会 (改正 2008. 3. 21)

(最低賃金委員会の設置)

第 12 条 最低賃金に関する審議及びその他の最低賃金に関する重要事項を審議するために、雇用労働部に最低賃金委員会を置く。

(改正 2010. 6. 4)

[条文改正 2008. 3. 21]

(委員会の機能)

第 13 条 委員会は、次の各号の機能を遂行する。

(改正 2010. 6. 4)

1. 最低賃金に関する審議及び再審議
2. 最低賃金適用事業の種類別区分に関する審議
3. 最低賃金制度の発展のための研究及び建議
4. その他の最低賃金に関する重要事項であって雇用労働部長官が会議に付議する事項の審議

[条文改正 2008. 3. 21]

(委員会の構成等)

#### 第14条

- (1) 委員会は、次の各号の委員によりで構成する。
  1. 勤労者を代表する委員（以下「勤労者委員」という。）9人
  2. 使用者を代表する委員（以下「使用者委員」という。）9人
  3. 公益を代表する委員（以下「公益委員」という。）9人
- (2) 委員会に2人の常任委員を置き、常任委員は公益委員となる。
- (3) 委員の任期は3年にするものとし、再任することができる。
- (4) 委員が欠けたときにおいて、その補欠委員の任期は、前任者の任期の残余の期間とする。
- (5) 委員は、任期が終わったときも、後任者が任命され、又は委嘱される時まで継続して職務を遂行する。
- (6) 委員の資格及び任命・委嘱等に関して必要な事項は、大統領令で定める。

[条文改正 2008. 3. 21]

(委員長及び副委員長)

#### 第15条

- (1) 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置く。
- (2) 委員長及び副委員長は、公益委員のうちから委員会が選出する。
- (3) 委員長は、委員会の事務を総括して委員会を代表する。
- (4) 委員長が避けることができない理由により職務を実行できないときは、副委員長が職務を代行する。

[条文改正 2008. 3. 21]

(特別委員)

#### 第16条

- (1) 委員会には、関係行政機関の公務員のうちから3人以内の特別委員を置くことができる。
- (2) 特別委員は、委員会の会議に出席して発言することができる。
- (3) 特別委員の資格及び委嘱等に関して必要な事項は、大統領令で定める。

[条文改正 2008. 3. 21]

(会議)

#### 第17条

- (1) 委員会の会議は、次の各号の場合に委員長が招集する。 (改正 2010. 6. 4)
  1. 雇用労働部長官が招集を求める場合
  2. 在籍委員3分の1以上が招集を求める場合

## 3. 委員長が必要であると認める場合

- (2) 委員長は、委員会の会議の議長になる。
- (3) 委員会の会議は、この法律で別に定める場合のほか、在籍委員過半数の出席及び出席委員の過半数の賛成で議決する。
- (4) 委員会が前項による議決をするときは、勤労者委員及び使用者委員各 3 分の 1 以上の出席がなければならない。ただし、勤労者委員又は使用者委員が 2 回以上出席要求を受けたにもかかわらず、正当な理由なく出席しない場合は、この限りでない。

[条文改正 2008. 3. 21]

## (意見聴取)

第 18 条 委員会は、その業務を遂行するときに必要であると認めたときは、関係勤労者及び使用者その他の関係者の意見を聴くことができる。

[条文改正 2008. 3. 21]

## (専門委員会)

## 第 19 条

- (1) 委員会は、必要であると認めたときは、事業の種類別又は特定事項別に専門委員会を置くことができる。
- (2) 専門委員会は、委員会の権限の一部を委任されて、第 13 条各号の委員会機能を遂行する。
- (3) 専門委員会は、勤労者委員、使用者委員及び公益委員各 5 人以内の同数により構成する。
- (4) 専門委員会に関しては、委員会の運営等に関する第 14 条第 3 項から第 6 項まで、第 15 条、第 17 条及び第 18 条を準用する。この場合「委員会」を「専門委員会」とみなす。

[条文改正 2008. 3. 21]

## (事務局)

## 第 20 条

- (1) 委員会に、その事務を処理させるために事務局を置く。
- (2) 事務局には、最低賃金の審議等に必要と認められる事項を調査・研究させるために、3 人以内の研究委員を置くことができる。
- (3) 研究委員の資格・委嘱及び手当並びに事務局の組織・運営等に必要と認められる事項は、大統領令で定める。

[条文改正 2008. 3. 21]

## (委員の手当等)

第 21 条 委員会及び専門委員会の委員には、大統領令で定めるところにより、手当及び旅費を支給

できる。

[条文改正 2008. 3. 21]

(運営規則)

第 22 条 委員会は、この法律に抵触しない範囲で、委員会及び専門委員会の運営に関する規則を制定することができる。

[条文改正 2008. 3. 21]

## 第 5 章 補則 (改正 2008. 3. 21)

(生計費及び賃金実態等の調査)

第 23 条 雇用労働部長官は、勤労者の生計費及び賃金実態等を毎年調査しなければならない。

(改正 2010. 6. 4)

[条文改正 2008. 3. 21]

(政府の支援)

第 24 条 政府は、勤労者及び使用者に対し、最低賃金制度を円滑に実施するために必要な資料を提供し、又はその他の必要な支援をするように最大限努力しなければならない。

[条文改正 2008. 3. 21]

(報告)

第 25 条 雇用労働部長官は、この法律の施行に必要な範囲で、勤労者及び使用者に、賃金に関する事項を報告させることができる。

(改正 2010. 6. 4)

[条文改正 2008. 3. 21]

(勤労監督官の権限)

### 第 26 条

(1) 雇用労働部長官は、「勤労基準法」第 101 条による勤労監督官に、大統領令で定めるところにより、この法律の施行に関する事務を掌握させる。

(改正 2010. 6. 4)

(2) 勤労監督官は、前項による権限を行使するために、事業場に立ち入り、帳簿及び書類の提出を要求することができ、その他の物を検査し、又は関係者に質問することができる。

(3) 前項により立ち入り・検査を行う勤労監督官は、その身分を示す証票を携行し、これを関係者に示さなければならない。

(4) 勤労監督官は、この法律の違反の罪に関して「司法警察管理の職務を行う者及びその職務範囲に関する法律」で定めるところにより、司法警察官の職務を行う。

[条文改正 2008. 3. 21]

(権限の委任)

第 26 条の 2 この法律による雇用労働部長官の権限は、大統領令で定めるところにより、その一部を地方雇用労働官署の長に委任することができる。

(改正 2010. 6. 4)

[条文改正 2008. 3. 21]

第 27 条 削除 (2008. 3. 21)

## 第 6 章 罰則 (改正 2008. 3. 21)

(罰則)

第 28 条

(1) 第 6 条第 1 項又は第 2 項に違反して、最低賃金額より少ない賃金を支払い、又は最低賃金を理由として従前の賃金を低くした者は、3 年以下の懲役又は 2 千万ウォン以下の罰金に処する。この場合において、懲役及び罰金は、併科することができる。

(改正 2012. 2. 1)

(2) 請負人に対して、第 6 条第 7 項により連帯責任が発生し、勤労監督官がその連帯責任を履行するように是正指示を行ったにもかかわらず、請負人が是正期限内にこれを履行しなかった場合には、2 年以下の懲役又は 1 千万ウォン以下の罰金に処する。

(新設 2012. 2. 1)

[条文改正 2008. 3. 21]

第 29 条 削除 (1999. 2. 8)

(両罰規定)

第 30 条

(1) 法人の代表者、代理人、使用人その他の従業員がその法人の業務に関して第 28 条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人にも当該条文の罰金刑を科する。

(2) 個人の代理人、使用人その他の従業員がその個人の業務に関して第 28 条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その個人にも当該条文の罰金刑を科する。

[条文改正 2008. 3. 21]

(過怠金)

第 31 条

(1) 次の各号のいずれか一つに該当する者は、100 万ウォン以下の過怠金を賦課する。

1. 第 11 条に違反して、勤労者に対して、当該最低賃金を同条で規定した方法により広く知らしめなかった者
2. 第 25 条による賃金に関する事項の報告をせず、又は虚偽の報告をした者

3. 第 26 条第 2 項による勤労監督官の要求又は検査を拒否・妨害若しくは忌避し、又は質問に対して虚偽の陳述をした者
- (2) 前項による過怠金は、大統領令で定めるところにより、雇用労働部長官が賦課・徴収する。  
(改正 2010. 6. 4)
- (3) 第 2 項による過怠金処分に従わない者は、その処分の告知を受けた日から 30 日以内に、雇用労働部長官に異議を提起することができる。  
(改正 2010. 6. 4)
- (4) 第 2 項による過怠金処分を受けた者が、前項により異議を提起したときは、雇用労働部長官は直ちに管轄裁判所にその事実を通知しなければならず、その通知を受けた管轄裁判所は「非訟事件手続法」による過怠金裁判を行う。  
(改正 2010. 6. 4)
- (5) 第 3 項による期間内に異議を提起せず、過怠金を納付しないときは、国税滞納処分の例により徴収する。

[条文改正 2008. 3. 21]

#### 付則（法律第 3927 号、1986. 12. 31）

（施行日）

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。

（他の法律の改正）

第 2 条 （略）

（最初に施行される最低賃金の決定に関する経過措置）

第 3 条

- (1) 労働部長官は、この法律の施行後最初に施行する最低賃金の決定のために、1987 年 6 月 30 日までに審議委員会を構成し、1987 年 7 月 1 日までに審議委員会に最低賃金の審議を要請しなければならない。
- (2) 審議委員会は、前項の規定による審議の要請を受けたときは、第 8 条第 2 項の規定にかかわらず、120 日以内にこれを審議し、最低賃金案を労働部長官に提出しなければならない。
- (3) 労働部長官は、前項の規定により審議委員会から最低賃金案の提出があったときは、第 8 条第 1 項及び第 10 条第 1 項の規定にかかわらず、1987 年 12 月 15 日までに最低賃金を決定・告示しなければならない。

付則（法律第 4575 号、1993. 8. 5）

- （1）（施行日）この法律は、1994 年 1 月 1 日から施行する。
- （2）（最低賃金に関する経過措置）この法律の施行の際、従前の規定により決定されて 1994 年 1 月 1 日から適用する最低賃金は、1994 年 8 月 31 日まで効力を持つ。

付則（法律第 11278 号、2012. 2. 1）

この法律は、2012 年 7 月 1 日から施行する。

付則（法律第 14900 号、2017. 9. 19）

（施行日）

第 1 条 この法律は、公布後 6 カ月が経過した日から施行する。

（最低賃金額に関する適用例）

第 2 条 第 5 条第 2 項の改正規定は、この法律の施行後最初に締結する勤労契約から適用する。

付則（法律第 15666 号、2018. 6. 12）

（施行日）

第 1 条 この法律は、2019 年 1 月 1 日から施行する。

（最低賃金の効力に関する適用特例）

第 2 条

（1）第 6 条第 4 項第 2 号の改正規定にかかわらず、同号で規定する「100 分の 25」は、次の各号による割合とする。

- 1. 2020 年は 100 分の 20
- 2. 2021 年は 100 分の 15
- 3. 2022 年は 100 分の 10
- 4. 2023 年は 100 分の 5
- 5. 2024 年からは 100 分の 0

(2) 第 6 条第 4 項第 3 号の改正規定にかかわらず、同号のナで規定する「100 分の 7」は、次の各号による割合とする。

1. 2020 年は 100 分の 5
2. 2021 年は 100 分の 3
3. 2022 年は 100 分の 2
4. 2023 年は 100 分の 1
5. 2024 年からは 100 分の 0